

# 議会改革特別委員会会議録

[平成24年 5月18日開催]

南あわじ市議会

# 議 会 改 革 特 別 委 員 会 会 議 録

日 時 平成24年 5月18日  
午前10時00分 開会  
午前11時56分 閉会  
場 所 南あわじ市議会委員会室

## 1. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

### 出席委員（9名）

委 員 長	柏 木 剛
副 委 員 長	久 米 啓 右
委 員	森 上 祐 治
委 員	原 口 育 大
委 員	阿 部 計 一
委 員	印 部 久 信
委 員	熊 田 司
委 員	蓮 池 洋 美
委 員	蛭 子 智 彦
議 長	楠 和 廣

### 欠席委員（なし）

### 事務局出席職員職氏名

事 務 局 長	高 川 欣 士
次 長	阿 閉 裕 美
課 長	垣 光 弘
書 記	船 本 有 美

## Ⅱ. 会議に付した事件

1. 議会基本条例（素案）の検討	3
2. 今後の予定について	23
① 解説の作成について	
② 市民への説明、意見聴取について	
③ 議員協議会への説明について	
④ 執行部への申し入れについて	
3. その他	42

## Ⅲ. 会議録

# 議会改革特別委員会

平成24年 5月18日(金)

(開会 午前10時00分)

(閉会 午前11時56分)

○柏木 剛委員長 おはようございます。

本日、よろしくお願いいたします。

本日の予定ですけれども、レジュメにありますように、まずは、議会基本条例(素案)の検討ということで、前回こういう格好で3つに分けていろいろ検討いただきまして、長時間かけて検討していただきましたものについて、改めまして皆さんの御意見をまとめたものをお配りしております。

まずは、これをもう一度改めまして、文言確認をしていきたいというふうに思います。

2番ですけれども、その後これからの予定につきましてということで。

1番、解説の作成、逐条解説の作成。

2つ目は、市民への説明、意見聴取について。

3つ目は、議員協議会への説明について。

4つ目は、執行部への申し入れについて。

こういうふうなことで、次につながるような格好の場に本日はしたいというふうに思っていますのでよろしくお願いいたします。

それでは、まず議案の1番の南あわじ市の議会基本条例、素案の検討ということで、改めまして、若干その時間かけるかと思いますが、もう一度朗読しながら、皆さんで確認しあっていただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

それでは、2ページ目をごらんいただきまして、これから逐次、正副委員長で朗読をしていきますので、改めて確認をお願いしたいと思います。

前文、よろしいですか。お願いします。

○柏木 剛委員長 それでは、2ページから。

前文、南あわじ市民から選挙で選ばれた議員により構成される「南あわじ市議会」(以下「議会」という。)は、市民の多様な意見を市政に反映するため、合議制機関の機能を十分に発揮して最良の意思決定を行う責務とともに、市政に対する監視、評価に加え、自ら政策立案及び政策提言を行うという使命が課せられている。

このことから議会は、公正性と透明性の確保、積極的な情報の公開と発信及び市民参加の推進による情報の共有、議員間による自由闊達な討議の尊重、市長その他の執行機関との健全な緊張関係の保持、さらには議員としての自己研鑽を実践していくことが本来のありべき姿である。

よって二元代表制の下、市民の代表機関として、市民の意思を市政に反映させるため努

力を惜しまずその活動に専念し、主体的かつ機動的な議会活動を実践することにより、市民に信頼され存在感のある議会を目指すものである。

ここに、議会及びその構成員である議員の活動規範として、南あわじ市議会基本条例を制定する。

○柏木 剛委員長 逐次、朗読していきますので、何か気がつくことありましたら、あるいは前回こういうこと言ったけどもという話がありましたら、言っていただきたいと思います。

では続きまして、そういう感じでよろしいでしょうか。一個一個、よろしいですか。じゃ続けてお願いします。

○久米啓右副委員長 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会及び議員の役割、行動指針等を明らかにするとともに、議会運営に関する基本事項を定めることにより、市民の負託に応え、もって市政の情報公開と市民参加を基本とした、市民の福祉の向上と安心して暮らせる豊かな南あわじ市の実現に寄与することを目的とする。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、民意を代表する合議制機関として、次に掲げる原則に基づいて活動するものとする。

(1) 議会は、市民の代表機関であることを常に自覚し、公正性、透明性を確保するとともに、市民に開かれた議会を目指すものとする。

(2) 議会は、議決責任を深く認識し市政の意思決定を行うとともに、市民に対し議会の議決等について、その経緯、理由等を説明するものとする。

(3) 議会は、市民本位の立場で市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の市政運営が適正に行われているかを監視し、評価する。

(4) 議会は、市民の多様な意見を把握して市政に反映させるため、政策立案及び政策提言の強化に努めるものとする。

第2項 議会は、市民の傍聴及び視聴の意欲が高まる議会運営に努めるものとする。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、議会を構成する一員として、次に掲げる原則に基づいて活動するものとする。

(1) 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員間の自由な討議を尊重するものとする。

(2) 議員は、市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに自らの資質の向上に努め、市民の代表者としてふさわしい活動をするものとする。

(3) 議員は、一部地域及び団体の代表にとどまらず、市民全体の福祉の向上を目指して活動するものとする。

(議会改革の推進)

第4条 議会は、議会の信頼性を高めるため、不断の改革に努めるものとする。

第2項 議会は、前項の改革に取り組むため、必要に応じて議員で構成する検討組織を設置することができる。

(会派)

第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

第2項 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。

第3項 会派は、政策立案、政策決定及び政策提言等に関し、必要に応じ会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

○柏木 剛委員長 切りましょうか。

第3章、私が変わります。続けてよろしいでしょうか。よろしいですか。

第3章 市民と議会の関係

(市民参加及び市民との連携)

第6条 議会は、議会における会議を原則として公開する。

第2項 議会は、参考人制度及び公聴会制度を活用し、市民等の専門的又は政策的識見等を議会の審議に反映させるように努めるものとする。

第3項 議会は、請願及び陳情を市民等による政策提案と位置づけ、その審議においては、原則としてこれら提案者の意見を聴く機会を設けるよう努めるものとする。

(議会広報広聴の充実)

第7条 議会は、市政に係る重要な情報を議会独自の視点から、常に市民に対して提供し、市民の意見及び要望等の把握に努めるものとする。

第2項 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な媒体を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報広聴活動に努めるものとする。

第3項 議会は、議案に対する各議員の態度を議会広報紙で公表する等、議員の活動に対して市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。

第4項 議会は、市民に議会の活動を報告するとともに、市政全般にわたって、市民と情報及び意見を交換する議会報告会を開催するものとする。

続いてよろしいでしょうか。じゃ、第4章いきます。

第4章 議会と行政の関係

(議会及び議員と市長等の関係)

第8条 議会審議における議員と市長等及びその職員との関係は、次に掲げるところにより、緊張ある関係を保持することに努めなければならない。

(1) 本会議における質疑及び質問は、一問一答の方式で行い、広く市政上の論点及び争点を明確にするように努めるものとする。

(2) 本会議及び委員会において、市長等は議員の質疑及び質問に対して、議長又は委員長長の許可を得て反問することができる。

(政策等の形成過程の説明)

第9条 議会は、市長が提案する計画、政策、施策、事業等（以下「政策等」という。）について、その政策等の水準を高めるため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするように求めるものとする。

- (1) 政策等を必要とする背景。
- (2) 提案に至るまでの経緯。
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討。
- (4) 市民参加の実施の有無とその内容。
- (5) 総合計画との整合性。
- (6) 財源措置。
- (7) 将来にわたる効果及び費用。

第2項 議会は、前項の政策等の提案を審議するにあたっては、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

(予算及び決算における政策説明資料)

第10条 議会は、予算及び決算の審議にあたっては、前条の規定に準じて、わかりやすい施策別又は事業別の説明を市長に求めるものとする。

(議決事件の追加)

第11条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件については、計画的かつ市民の視点に立った透明性の高い市政の運営に資するため、市行政の総合的かつ計画的な運営を図るための基本構想の策定に関することについて議会の議決を行う。

第2項 議会及び市長等は、前項に掲げるもののほか、市行政の各分野における基本的な計画の制定、提携及び協定の締結にあたって必要があると認めるときは、議決事件の拡大について協議するものとする。

(法定外の執行機関委員の就任)

第12条 議員は、二元代表制及び住民自治の観点から、法定外の執行機関の諮問機関及び審議会等の委員に就任しないものとする。

ちょっと一たんここで、切ります。

印部委員。

○印部久信委員　　これは、細かいことであれなんやけど、9条の4番よの。9条の4項よ。市民参加の実施の、今委員長は「ありなし」と読んだんやけど、これは「ありなし」と読むの「うむ」と読むのどっちが正しいんで。

○柏木 剛委員長　　「うむ」でしょうね。

○印部久信委員　　「うむ」なん。

○柏木 剛委員長　　はい。

○印部久信委員　　「うむ」でええねんな。

○柏木 剛委員長　　はい、「うむ」です。

○印部久信委員　　よっしゃ、もうそれではええ。

○柏木 剛委員長　　11条の2項については、前回いろいろ議論があって分かれたところなんですけど、これは、ちょっとここについては、要するにこういう条例制定しておかないと、議決権の拡大ができないというふうな話をしたことあったかと思うんですけど。ちょっとこれ事務局、補足してもらえますか。いわゆる計画とか、基本構想的なこと、計画について議決事件を拡大する場合に、これでいいのかどうかという点、ちょっと補足してもらえたと思うんですが。

事務局。

○事務局次長（阿閉裕美）　　第96条第2項の議決事件の拡大につきましては、基本条例のこの素案では11条の第1項に、基本構想は議決事件とするという規定になっております。第2項については、必要があると認めるときが議決事件の拡大について協議するものとするという規定としております。協議した結果、例えばの話ですけども、福祉計画を議決事件にするというようなことが協議の結果、執行部と決まったとします。決まったら、それは即そのまま議決事件となるのではなくて、この基本条例の中にその福祉計画というのを、先の基本構想のように入らして、うたい込む条例改正をして初めて、議決事件となるというような流れになってくると思いますので、そこのところはちょっと説明をしておきます。



ですので、第2項については拡大について協議することを執行部と、第96条の2項で保障はされてますけども、拡大について執行部と協議するということを担保するような規定となるということです。

以上です。

○柏木 剛委員長        ちょっとじゃ、質問ですけどね、私が済みません。じゃその条例改正をしなくてもいい条文の仕方というのはあるんですか。やっぱり、こういうことにおいて、担保することによって、やっぱり個別には、もう条例改正するしかないということになるんですか。

事務局。

○事務局次長（阿閉裕美）        そういう方法はないと、もう個別に挙げておかないとちょっとぐあいが悪いのかなとは思いますが。ただ、他の市の条例の中で、長期的な計画に関することとかいうふうな、規定をしているところもあります。基本条例に。その市についてどんな形をしているのか、別途、議決事件の追加に関する条例を制定してその中に、うたい込んでいってるといような形にしてるのか。ちょっとその辺は確認はしてないんですけども、ただ、養父市さんのほうが、南あわじ市と同じような基本条例になっておりまして、途中で一つ議決事件協議した結果、議決事件を追加しております。それについては、やはり基本条例を改正して、その追加された議決事件についてきちんと、うたい込んで議決事件とするというようにしてしますので、こういうこう漠然とした協議するものとするという書き方では、やはり条例改正してきちんとうたい込まないと、協議した結果をうたい込まないと、議決事件とはできないものと思われま。

○柏木 剛委員長        わかりました。

印部委員。

○印部久信委員        ということは、この11条の2というものは、有名無実みたいな格好になるのと違うの。この文言だけであつたら。これを使って、議決事件にするということではできらんのだ。この11条の2を使って、議会から要請があつて、議決事件にするということは、今の事務局の説明であつたら、議決事件にはこの2を使つたらできらんということになれへん。

○事務局次長（阿閉裕美）        追加しないと。

○印部久信委員        そうだ。

○柏木 剛委員長 条例改正をね。

○印部久信委員 そうだ。

○柏木 剛委員長 . . .

○印部久信委員 そういうことだ。ということは、これ11条の2というのはある意味では有名無実みたいなものになれへん。

○柏木 剛委員長 条例改正したらええの。

○印部久信委員 これを使って条例改正するのか。

○蛭子智彦委員 議会はやってほしいというのは言いやすい。

○印部久信委員 そやさかい、けどこのままであったら、議会が議決事件としてこれはせんといかんという場合は、その都度条例改正せんなんのか。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そういうことですけども、むしろ執行部から提案されるんか、議会からいくんかというのと、大体この事件を議案を、計画を議決事項にしてほしいというような議会から議長通じていくわけでしょ。ということは議会の意思としては、当然条例改正をできるのは議会ですから、やってくれというものを否決するということはまずあり得ないから。ワン手続、一つのワンクッションは要るんやけれども。必ずできるもの。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 それは、議会からの要請があった場合には、議会が協議することにおいて、それが議決事件になれるように既にしといて、ひと手間省けるようなことを事前にしとくわけにいかんの。それでないと、やるときには一々条例改正、本会議でやって可決せんなんねから、そのひと手間省くように、全協なら全協。議長からそれは議決事件として、やってもらわんと困るといふ議長からの執行部に対する発言があった場合は自動的に、議決事件になるようにしといてもらわんと、ほんなん一々条例改正してやるいうたら、一

手間、二手間かかったら、それこそが悪いと思うわ。

○柏木 剛委員長            そういうことになる。

阿部委員。

○阿部計一委員            ちょっとこれ、結局今のところ、そういう自治法に基づいて執行部は、議決案件については挙げてきよるわな。そしたらそれを今、拡大という意味はそれを何け、それ以外で議会として基本条例の中にふやして、議会でそういう意見があれば執行部も議決案件にしてくれということをお願いよんけ。それだったら、そういうこともやけども、議会やっぱりこれいろいろ20人の構成でできておると。ほな皆それぞれ、思想も違うし考え方あると思うねやな。ほなそれがまとまらなんだら、何ぼ基本、基本条例にしたやっけてて必ずそれが実行できるかと疑問やと思うけど。そやから、これは何かこうちょっと不思議に思う。結局自治法に基づいて挙げるもん以外に、その議会が基本条例入れて、これは挙げてこいや言うたって、議会の中でそういう多数の意見がまとまらなんだら、そんなあかんということだ。これ何ぼ決めても、この辺が何かこうすっきりせえへんかなど。やっぱり執行権の侵害に及ぶんじゃないかなど、私はそない思うねんけどな。議会が何ぼ決めた、議会がほな過半数以上がそういうこと決めらなんだら、基本条例でうたったところで、なんじゃそれこそもう絵にかいたもちになると思うのやけども。言いよることおかしいか。

○柏木 剛委員長            印部委員。

○印部久信委員            それと、わしゃもう基本的にこの11条の2のこの考え方という基本的によ、私はこの基本計画とか長期計画とかもろもろのものは、私の考えは、議案議決する必要ないと思とんね。当初から言いよるように。長期計画とかいろんなそういう基本計画を議案議決せんなんのかという、根本的な考え持とんねけどの。議案として議決せんなんのだから。まずそない思とんねけどの。

○柏木 剛委員長            その辺皆さん、御意見。

方向的にはそういうことが条例にうたっておかないと、いざそのこれはやっぱり議会の議決しようというときには、またそれはそれで条例改正すればできるという話だったかと思うんですけどね。

○印部久信委員            根本的な考えのそこよの。このテクニックのそこじゃなしに、根本的な考えというところの。

○柏木 剛委員長 わかりました。その辺は皆さん、御意見どうでしょうか。

○印部久信委員 そない思うねんけどの。

○柏木 剛委員長 要するに、その議案だけを審議しとけばいいという考え方か、プラス基本構想だけを審議することでいいのか。それともやはり。

○印部久信委員 基本計画とか長期何々計画とか、そういうもろもろは執行部は議会に対してこういうような基本的な考えを持っておりますという説明をしてもうて、今度は個々についてのこんだら、ものについては今度は、議案として挙がってくると思うけど。と思うねん。全体的な基本というのは説明しといてもうて、個々のものは執行部は議案として挙がってくるさかい、それはそれで審議して議決したらええんちゃうんかな。包括的なことは、議案議決せんなんのかの。

○柏木 剛委員長 その辺、ぜひ御意見を。

○印部久信委員 と思うねんけどな。

○事務局長（高川欣士） 今、一個で決められてます基本構想というのは、このたび自治法の改正で議決事件から抜けましたけども、従前からは法律上、基本構想というのは議決事件になってたんで、ほかの団体等もその従前の引き継ぎということで、入れられてるところは多いと思いますので、その基本構想というところでは、特に違和感というか従前からずっと引き継いでるものやと思います。それ以外の部分については、それを書いたことによってなかなか担保ができないんで、こちらから書いてもそれが法的に計画をつくらんなんというふうに担保があれば、ここに書いて議案として挙がってくる可能性もありますけども、任意であればそれによって。

○印部久信委員 修正、これに出てくる前の文言はどないなっとたかいな。

○柏木 剛委員長 別案として。この条文。

○印部久信委員 ようけあった皆、それはもう削除したんやな。

○柏木 剛委員長 だから必要があるときというふうなことを入れて、議会としてはね。

拡大ができるものとするという。

○印部久信委員      こんなもの、こんな議案として挙げてくるのおかしい。この1をか。1を残しとんのか。1を。

○柏木 剛委員長      計画だけじゃなくて、提携とか協定の締結も含んでですけどね。

○印部久信委員      従前のやつの1を残しとんねんな。

○柏木 剛委員長      森上委員。

○森上祐治委員      この必要とあると認めるときは云々という協議するものとする、私も個人的には、例えばこのたび、地域福祉計画というのが配られてきましたよね。あれと連動して、社会福祉協議会では一年がかりで、ずっとその市民から募集して委員を募って、ずっと審議してきたやつを社協としては、より具体的な計画しとんねんな。で、一方では市の福祉課のほうでもそういう計画を出しとると。あれ何か、かなり重要なことをこれからのまちづくりという観点で、出しとるわけですよ。あれをこんなんできたわ、ぱっと配られたら、ちょっとこれ弱いんじゃないかと。我々議員としてね。もうちょっとやっぱりその、文教委員会なりとか審議してやね、というようなことも必要だったんじゃないかなという個人的には思とんですが、そういうここ何年かにわたる大きなその動きの基本計画については、やっぱり議会に出してと。場合によったら、必要なと違うかなというの思うんですけどね。

○柏木 剛委員長      阿部委員。

○阿部計一委員      これはもう、それは改革やからそういう意見が出よんねけども、それは首長がそういういろいろなそういう学識経験とか、市民の代表を選んでそうして十分審議をして出てくる。そういうものに我々は議決機関やから入らんという、これは基本条例にも入ってますけども、これはこんなことは昔からそういう、旧南淡からでもそうやったのですがね。ですから、それをイエスカノーかと。我々はやれるんやからね。そやけどその私はもうその自治法に基づいて首長が出してきたことを、法令に基づいて、我々がやる。それ以上にやな、拡大やいうことはな、いかなもんかな。ほんで拡大やしたと、ほんなもんうとたところね、そんなことがね、恐らく100%通れへんの違うかと。私はそない思いますよ。ですから、十分審議尽くして出てきたもの、それ以外にこの法律で決められたことを首長が挙げてきよんねやからね。それを一々その議会がさわるやいうことは、

私はいかがなもんかなと思います。

○柏木 剛委員長 ほかの方の御意見。

久米副委員長。

○久米啓右副委員長 自治法の96条の2のねらいというか、それは条例をもってその議決事件とできると。ですから自治法があればすべて、自治法にのっとれば、議会も執行部側もそれに基づいてできる議決事件を拡大できるということなるんですが、その我々がつくろうとしてる第11条の2項は協議するだけですから、自治法の96条の2を尊重して、拡大するという事まで踏み込んでないんですよ。執行部側と協議して、これは不要であればもう議決事件としない、あるいはそういう道を協議する道を開けておくというねらいかなと思うんで、自治法のそういう条例をもって議決事件ということまでの、そこまで踏み込んでないという気がするんですけどね。ですから、この協議するという文言があるんで、これはこれで特に問題ないと思います。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 計画というのも多種多様いろいろなものがあるだろうということと、やはり議会として、議決をするべきもの重要な、極めて重要なもの例えば合併に関するものであったりとか。どうなるんでしょう、今後のことでね。さまざまな大きな問題、これはというようなことがあったときにこそ発動するぐらいの担保でいいのではないかというようなこと思うんです。ただ、森上委員おっしゃったように、知らん間に何か決まってしまうみたい。その内容がわからないという部分というのね、当然それ出てくるんだろうと思うんですけども。それら出てきた段階で、やはり委員会、そういう所管委員会で、集中的な議決じゃなくて、調査というのは可能ではないのかなというふうに思うんですけど。いかがでしょうか。

○柏木 剛委員長 ほか。

私もちよっとひっかかっとなは、これ入れることによるって、有名無実ということが私もちよっとまだひっかかっとなとこあるんですけどね。入れることに意義がどの程度あるのかというのが、ちよっとまだひっかかっとなとこなんですけどね。久米副委員長の言われるように、必要があればということですから、あえてその議会にその負担をかけるという話は何て言いますか、必ずせないかんちゅう話じゃないんでは思うんですけどね。ただこの11条2項というのが、どの程度その意義を持つものかというところに多少ひっかかっとなんですけど。そもそもの話からでも結構ですから、もう一度ちよっとこのあたりは、

皆さんの御意見。

原口委員。

○原口育大委員　　今の2項ですけど、確かに実際に機能するかというと、このままやったら機能せえへんなどというふうに思います。というのは、計画ができ上がってから、議員が知るところとなるのであれば、もう直前にしか出てこないという話になって、協議する時間の余裕もないかなと思います。仮に、これを協議する時間をとろうと思えば、市のほうがこういう計画をつくりますよという予定が立った時点から、まず議会に報告があって、その時点で議決事件かどうかの判断をせんと、今までの流れからすると、もう突然こういう計画ができたんで机上配布しますで終わってますんで、それではなかなか難しいやろうなど。ただ、やみくもに京丹後さんのように、広げてしまうと、これもまたちょっと大変だなと思いますので、そこら辺をちょっと検討せんとあかんのかなと。11条の1項のほうは、基本構想の策定に関する事なんで、これはもう基本構想だけしか、策定に関する事ということは基本計画はまた別問題やと思うので、基本計画についてはどうするかということも仮にうたっておかないと、これはもう基本構想だけをうたうことになるというふうに、今読んだ感じではそういうふうな印象を持っています。この前のさぬき市が基本条例はつくってないけど、基本計画については議決事件の拡大に挙げてやられてましたんで、そこまで視野に入れるんだったら基本計画という文言も入れてないと無理なんかなというふうに感じました。

○柏木 剛委員長　　印部委員。

○印部久信委員　　とにかく、執行部と議会との根本的な考え方というものを我々は常に持つとかんといかんと思うんでな。今までの我々執行部から本会議に対し、上程される議案というものは、すべて事前にこういうものを出しますよ言うて出しよんの違うねの。すべて執行部が議案として、本会議に上程しよる。そうだ。そのために12条で、議員は二元代表制及び住民自治の観点から、法定外の執行機関の諮問機関及び審議会等の委員に就任しないということをあえてうたって、これ何でかということある意味では、これを拡大解釈していきよったら、事前審査になっていく可能性あるわけよの。そうだ。そやから、今言うた、今言われた議員の我々の心配をこういう大事なことをぼっと出されても、審議する間がないというのはすべての議案に対して同列なんよの。すべての議案は本会議に上程されて、委員会付託、本会議で議案説明されて質疑されて委員会付託されて、審議してやりよるわけだ。すべての議案。そやからこの特別な議案に対しては、それ以外のことの審議をするというの、おかしい話になってくるわけやな。そら、大事なことやさかい事前に説明するというのこれは議案として、事前審査になる可能性もあたるわけよの。

○柏木 剛委員長 問題は、だから96条2項の精神というか、そのところは要するに今言われたことだけで、本来は議決事件としてはそれでいい。私もその辺はもっと事務局を話を解説聞きたいんですけど。あくまで計画は議決事件じゃないんですよ。だからそれでいいのかどうかというところから始まるんですけどね。だからあえて必要がある計画については、やっぱりこういうことをうたっておくことによる意味が、あるというふうに私は本来は解釈しとったんですけど、そういう解釈なんですか。そういうことで、だから印部委員言われてた、議決事件が出てくると話とはちょっと計画がちょっと違うそもそも。

印部委員。

○印部久信委員 こういう大事なことを仮に議案として出てきて、この議会として審議する時間がないやいうのなら、審議する時間をとったらええんであってやな議会はよ。委員会はや。それでそういうことになってくると思うで。それは審議するのが、議案出てくるのが遅いさかい困ったでないや、出てってから十分審議する時間とったらええんであって、委員会だけで審議できらんときは今度は全協へ諮っても、議運通じてやな全協に諮って審議するという方法も何ぼでもあって。だから、やっぱり基本は執行部は議案上程して、我々は審議するということが基本やから。これはあんまりやったら事前審査になってくると思うねんけどな。

○柏木 剛委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 今、印部委員言われたように、蓮池さんもおいでになんねんけども。旧南淡町ときなんかは、そういう審議会に議員も入ったりしよったんやけど、これおかしなかと、我々はイエスかノーやったらええんでよって、それはわからんうちに出てきても、それは十分審議して時間とるのはとれんねやから。そやからそういうもんに入るべきでないようなことから、今の流れになってると思うんですよ。ですから、やっぱりその点が、何かね文言がどうもちょっと私は理解できへんところがあるんですけども。

○柏木 剛委員長 原口委員。

○原口育大委員 ここは今、柏木委員長が言うたように基本、例えば基本計画を議決事件に入れておくかどうかというのが、これを入れる必要があるかどうかいうのを個々に判断せんことには、例えば議案であれば議決せなあかんんですけど、今ここに挙がってない例えば提携とか、協定とか、基本的な計画とかいうのは議案でないわけやから、これはもう



出てきたらもうそれで審議するというのは、議案に格上げせんことには審議できらんわけなんで、その格上げするための協議というのが事前になかったら、もう議会としては指くわえとるだけしかないなという意味なんで、もし必要なものはあらかじめやはり、挙げておくかないと、機能しないというのはそのとおりだと。

○柏木 剛委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 ここで、第2項の協議するというのは、その策定段階で協議することではないと思うんですよ。印部さんも、先ほど言いよったようにそもそも事前協議になってしまうんで。そやから議決事件にするかないかという協議ですから、当然でき上がってるものを我々が審議して、賛成、反対、修正とかね。そういうことができると思うんで、もちろん我々は策定には参加は絶対できないしということで、その協議はやはり議決事件にするかないかという協議に絞ってると思います。

○柏木 剛委員長 そうそう。  
印部委員。

○印部久信委員 議決事件にするかせんかの協議にすることとは、どの時点で議会がわかるのかな。議案として提案してくんのはわかるわな。議運でわかるわな。そうだ。議案として提出してくるのは議運でチェックできる。これを議案として取り上げるか取り上げへんかというのは、どの時点で議会がチェックできる。

○柏木 剛委員長 だから、そこから、原口委員どうぞ。

○原口育大委員 だからその今言うたように、出てきいひんわけですわ。議案でないから。だからでき上がったものが机の上に置かれとるということ。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 ほやからよ、このこれは重要やから議案として議決事件にせんといかんというのはわかる。言いよることはわかる。議会としては、どの時点でそれをチェックできて、議運でよ、議案として上程させるかさせへんかよの。あくまでも議運は、執行部の提案に対して、上程に対してある意味ではチェックできへんのやからな議運は。議案としての要件を兼ね備えとるかどうかも、議運はチェックせんといかんと思うねんけど。それ以外でも、議運はある程度チェックして執行部に対して、議案提案をさせらんことも

できる案件もあると思うんやけどの。ということやけど、それは出てきとるものに対して。ほな議案として取り上げらんかという、この水面下にあるものをどないして議運これ、拾い上げれる。

○柏木 剛委員長 原口委員。

○原口育大委員 スケジュール。今のスケジュールからいくと、1カ月ぐらい前に、議運開いたときに、次の本会議なら本会議にこういうものが、議案として出ますというのは、きっちりと報告があるわけで。そのただ議案でないこの計画等については、現状ではないと思います。だから、仮に設けるとしたら、その時点でこういうものについてでき上がったんで、配る予定ですとか、その予定を聞かんことには、こっちは見えない。もしその予定がありますよと。福祉計画ができたんで配りたいということがあれば、その時点でそしたらそれを議案にするかどうかとかいうことを、議会が判断するというだけのやっぱり余裕がないと、実際には議案としてそれは執行部の良心を信じて向こうからという話であれば別ですけど。チェックという意味ではちょっと甘いかなと。やはり事前にその本会議に机上配布であろうとも議案でなかろうとも、提出予定のものについては事前に、報告するということがあれば、それを議案にするかどうかは議会が判断できるかなとは思いますが、やっぱり時間が要するというふうに思います。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 そやから、委員長な、今言うたように水面下にあるものを、議会、議運がある程度こう拾い上げてくれるようにも執行部にしてもらわんといかん。ほんで今言うたように、そういう執行部のいろいろの計画とかもろもろのものが、机上配布されますよというような場合、それは議運がチェックした場合に、これは議案として、せんといかんという場合になってった場合、3カ月おくれになるわけやの、議案として実際出てくるのは、そないなってくると思うで。やっぱり3カ月おくれなってくると思うで。それはそんなでも構わんと思う。緊急性の問題もあるだろうけど。やっぱりそこらを今度はこの11条の2に、どんなようにこれをここへこれ文言として、組み込むかということやの。そういうことだ。そないせん、条例つくってやらんなんいうことになったら、一手間かかるので、このここに文言には、今言うたことを組み込んで次の議会にでも、議案として提案できるように議会から執行部にさせれるように、ここに文言をどんなように入れるかが大事なんちゃうの。

○柏木 剛委員長 森上委員。

○森上祐治委員　　今、印部委員おっしゃったとおり、今の制度を形だったら、もう毎回できてからやな、計画、いろいろなさっき言うった、そのたまたま私、地域福祉計画の社協の委員の一人になってこうやとったからね。

一年前からこれは来年の4月ぐらいには、出てくるなどわかったんよ、この社協の福祉計画と市の福祉計画がな。ところが議会のは一切そんな情報はなかった。だからやっぱり今言いよるように、もしも議案にするのであれば、これはもう執行部と議会の信頼関係でやね、スケジュールが決まるとるわけや、1年のちに、あるいはその2年前からあれは3年計画のやつの2回目改訂版をつくりよったんや。市のやつのは福祉計画。だから来年の4月には、でき上がったものを議会内にまず配ると、市民に見せるというようなスケジュールはわかっとんのよ。その辺のスケジュールは基本計画とか協定、この間の吉備国際大学の協定なんかでも、やっぱりその決まった時点で、計画が決まった時点で議長なり議運なりの執行部が報告して、我々もそれに見て来年の3月議会では出てくるなど。でき上がったもの出てくるなどわかったらそれに向けた動きができるしな。今のままだったらそれこそ、このままだったら、議決するかどうかというのほんまに挙げて、やっぱりそういうスケジュールはかちつつくる必要があるし、その辺の文言を入れるんだったら今言うように入れとく必要があると思う。

○柏木 剛委員長　　印部委員。

○印部久信委員　　一々条例つくるんやったら、かなわんでそやけど。

○柏木 剛委員長　　いや、条例をつくるのは必要かと思うんですけど、今の話はね、やっぱり執行部に求めるものとし、そこで必要があると認めることについては協議するという執行部に求めるという表現が、要するに事前にね。事前というかその提出予定についての計画等については、執行部に求めると、いう表現を入れておけば。

蓮池委員。

○蓮池洋美委員　　協議だけでええん違うん。文言だけの問題だ。

○柏木 剛委員長　　文言だけの問題、そうなんですけど。

○蓮池洋美委員　　それは執行部へ言う。言葉入れるいうたら越権行為だ。

○柏木 剛委員長　　熊田委員。

○熊田 司委員 僕もね、これで計画この、文章からいうたら基本的な計画の制定、提携及び協定の締結にあたってと書いてありますんで、それ制定するという段階で、こういう計画をさっきもいうたように、その内容じゃなしにいついつこういう計画を制定しますと、こういうの提携を結びますというその大まかなタイムスケジュールだけいうてもらえれば、それについては、我々みんなこれこういう計画出てくるからこれについては、我々ひとつみんなで議決事項に入れてもらう必要あるんやないかというような形で話ができると思うんで、これこの文章で、ちょっと項目としてあらかじめそのタイムスケジュールみたいなんをきちっと出してもらうような形を申し出とったらええということないんですか。

○柏木 剛委員長 ちょっとそれは、わかりましたね。  
印部委員。

○印部久信委員 事務局に聞きたいねんけど、議会というものは執行部に対して、これをこの事件を議案として提出してくださいということは、言えんの。

○柏木 剛委員長 事務局どうぞ。

○事務局次長（阿閉裕美） 自治法の96条の第2項に、普通地方公共団体は条例で普通地方公共団体に関する事件につき、議会の議決すべきものを定めることができるというふうになってますので、市長側もできるし、議会のほうも。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 執行部は、このことは議案として提出したくない。議員に対して説明あるいは机上配布において報告をしたいという気持ちを持つとるのを議会は、いやこれのほうが悪いと。議案として提出してくださいということは言えんねやな。

○柏木 剛委員長 ということですね。結局、求めるとかいうことで、求めるものとするということじゃなくって、信頼関係の中で出してもらう。逆に議会の執行部は、議決してほしい議決事件にしてほしいというケースもあるかもわからんですね。  
印部委員。

○印部久信委員 すべての議案はそないして出しとんねやからな。執行部は。すべての

議案をそないして出しとんねんからな。審議して議決してほしいということで議案として、すべて出しとんね。

○柏木 剛委員長 いや、大分時間とったんですけど。  
阿部委員。

○阿部計一委員 そんなこと言うたっての、そらやっぱり、市長の権限と我々の権限、これはもう月とスッポンぐらい違うねんよってな、その辺をよう考えてやらなんたら、そんなんもう書くだけでそんなん何の意味もないとわしは思う。

○柏木 剛委員長 どうでしょう。私は書くだけ意味がないことはないと思うんですけど。その辺はどうなんでしょうか。やっぱり意味があるんじゃないかというふうに思って、私はこれを。いや、書くだけ、書く意味があるんかどうかについて、事務局でもう少し、もう一回、解説してくれますか。  
原口委員。

○原口育大委員 だから、書けばそれはコンクリートされるわけやけど。

○阿部計一委員 そんなこと言うたって、現実によ、そういうもう長い間そういう地方行政の中でやってきとんのやから、そんなことできるけ。書いてあったってよ。

○原口育大委員 だから、信頼関係ということで信用すれば、もうこのままだもええと思うし、固めなければならんのやったら、やっぱり書かないとあかんいうことやと。

○阿部計一委員 変なこと挙げてきたら、議会はそんなんわかるしね。

○柏木 剛委員長 これは、結局、精神的な話で議決事件の拡大がすることが、もちろん協議によってですけどね、できるということをうたつとるわけですからね。実態をあえて無理やり変えようという話ではないんです。だからそういう幅をもたせようと、余地があるようにしようという意図がこれで通じるんじゃないかというふうに私は思うんですけど。蓮池委員さん、そのほうにもう締めくくってもらいたいと思うんですが。

○久米啓右副委員長 蓮池さんと一緒なんですけど、もう突き詰めれば、もう96条の2ですべてできるんですから、どんなこと書いてあっても、もうすべて96条の2の条例制定ということが基本ですので、このぐらいにしとかなないと、もう逆に我々も具体的に挙げ

たりしよったらね、余計ややこしいと思います。

- 柏木 剛委員長        そういうことでまとめさせてもらってよろしいですか、阿部委員。  
                          こういうことですので、あくまでこういう余地を残そうとか、そういうこともやっぱり必要であるということをやっと、そういう精神もちょっと出しておくということかと思  
います。  
                          そうしたらもう10分程で、次、委員会の活動ということで、第5章以下、4ページの  
一番最後以下、久米副委員長お願いします。

○久米啓右副委員長        第5章 委員会活動

                          (委員会活動の強化)

                          第13条 委員会は、市政の課題に迅速かつ的確に対応するため、専門性及び特性を活  
かした運営により機動力の向上を図るものとする。

                          第2項 委員会は、審査又は調査にあたっては、委員相互の討議を尽くし合意形成に努  
めるとともに、資料等を積極的に公開し、市民にわかりやすい議論を行うものとする。

                          第6章 政務調査費

                          (政務調査費の執行及び公開)

                          第14条 会派は、南あわじ市議会政務調査費の交付に関する条例（平成18年南あわ  
じ市条例第25号）に基づき交付される政務調査費を有効かつ適正、セイは正しいの正で  
す、に使用しなければならない。

                          第2項 議長は、会派から提出された政務調査費に関する収支報告書及び調査研究の成  
果報告を公開し、その使途の透明性を確保するものとする。

                          第7章 議会の機能強化

                          (議員研修等の充実強化)

                          第15条 議会は、議員の政策提言及び政策立案能力並びに資質の向上を図るため、議  
員の研修及び調査機能の充実強化に努めるものとする。

                          (附属機関の設置)

                          第16条 議会は、審査、諮問又は調査のため必要があるときは、議決により学識経験  
を有する者等で構成する附属機関の設置を積極的に活用するものとする。

                          (議会時事務局の体制整備)

                          第17条 議会は、議会及び議員の政策形成及び政策立案を補助し、議会活動を円滑か  
つ効率的に行うため、議会事務局の機能強化に努めるものとする。

                          (議会図書室の充実)

                          第18条 議会は、議員の調査研究に資するため議会図書室の図書、資料等の充実に努  
め、その有効活用を図るものとする。

(予算の確保)

第19条 議会は、二元代表性の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算の確保に努めるものとする。

○柏木 剛委員長 最後まで一気に。

○久米啓右副委員長 いきましょか。

## 第8章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第20条 議員の政治倫理に関しては、南あわじ市議会政治倫理条例（平成17年南あわじ市条例第249号）に定める。

第2項 議員は、市民全体の代表者として、その倫理性を常に自覚し、良心と責任感をもって議員の品位を保持し、識見を養うように努めなければならない。

(議員定数)

第21条 議員定数は、南あわじ市議会議員定数条例（平成17年南あわじ市条例第250号）に定める。

第2項 前項の条例の改正にあたっては、行財政改革の視点及び他市との比較だけでなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、市民の意見を聴取するため、参考人制度、公聴会制度を活用するものとする。

第3項 第1項の条例の改正にあたっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による市民の直接請求があった場合を除き、明確な改正理由を付して議員又は委員会が提案するものとする。

(議員報酬)

第22条 議員報酬は、南あわじ市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年南あわじ市条例第32号）に定める。

第2項 前項の条例改正にあたっては、行財政改革の視点及び他市との比較だけでなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、市民の意見を聴取するため、参考人制度、公聴会制度を活用するものとする。

第3項 第1項の条例の改正にあたっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による市民の直接請求があった場合を除き、明確な改正理由を付して議員又は委員会が提案するものとする。

## 第9章 補則

(他の条例との関係)

第23条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例（以下「議会関係条例」という。）等との整合を図るものとする。

(見直し手続き)

第24条 議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを、議会運営委員会において検証するものとする。

第2項 議会は、前項の検証の結果、この条例並びに議会関連条例等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講じるものとする。

第3項 議会は、この条例を改正するにあたっては、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

附則

この条例は、平成24年〇月〇日から施行する。

○柏木 剛委員長            ありがとうございました。

ここで、休憩取りたいと思います。5分まで休憩取りたいと思います。

(休憩 午前10時55分)

(再開 午前11時 5分)

○柏木 剛委員長            再開します。

一応通して最終のどこまで、通しました。後半ちょっと走りましたが何かその辺のどこ含めて、前回の議論したことが全体的に活かされてると思うんですが、何か気にかかる点、一たんこれで素案としては、委員会の素案としてはこれで固めよかなと思っておりますが。よろしいでしょうか。

じゃ、そういうことでありがとうございます。

次、2番目のこれからの予定ということで、いろいろ御協議いただきたいと思うんです。

まず、1番の解説。これは、この精神とかいうところもう少しわかりやすく、ちょっと解説を加えたというのが、これ一般的にこういう書き方しております。これにつきましては、一応、正副委員長と事務局のほうで一たん解説部分をつくらうと思ってますので、そういうことでよろしいでしょうか。また、これはごらんいただく場が当然あると思うんですけれども、条例とその横にその条例の精神なり背景なりをちょっと解説したものをつくるということで考えております。また改めてこれは、ごらんいただきたいと思います。

○蓮池洋美委員            おさらいする場所ある。

○柏木 剛委員長            おさらいと。

蓮池委員。



- 蓮池洋美委員      ちょっと中身のことで。
- 柏木 剛委員長      ありましたら今で。
- 蓮池洋美委員      ちょっと一つだけ、ひっかかる場所があつて。聞きたいんやけど。
- 柏木 剛委員長      どうぞ、どうぞ。  
蓮池委員。
- 蓮池洋美委員      文言については大変結構です。結構なんやけども、この中に政策の、議会からの政策の提案なり、提言というのがありますわな。この中で本来、議員が一般質問をする。委員会で一つの政策があつて、委員長報告等で報告を挙げる。だけで、執行部に対してそのしっかりしたその政策提案なり、提言になつとんのかいうたら、ちょっと軽いかんかなと思うよ。できることなら、長期短期の計画に対して、議会から何本か絞つて執行部に対する提案ができへんもかなと。もう常々そない思いよんねんけど。文言はそれでええんです。そやからそういうふうなことに、絞るような細則でもこしらえて委員会でもとつて、やられへんかなという思いがあんねんけど、いかがなものでしょうか。
- 柏木 剛委員長      その辺は、趣旨的にはあれですけど、実際の方法として。  
印部委員。
- 印部久信委員      これは結局この、第5条に多少うとてあるんよの。
- 柏木 剛委員長      ……ですか。
- 蓮池洋美委員      いやいや、文言はええねん。文言はもうこれで結構やの。
- 柏木 剛委員長      印部委員。
- 印部久信委員      けど、この今、蓮池さん言いよつたことを、この5条にうとてあんのよの。ほなの我々、議案を所管に付託すんだ、審査を。付託すんだ。ほな委員長報告は、付託された委員会における発言の主だったものを取り上げて、委員長報告しよるわの。これはもう細部にわたりでなしに、主だった発言があつたことを委員長報告しよるのよの。ほな今の場合、議案を委員会に付託されて委員会審査をしたと。その審査をしたことにつ

いて、委員長は本会議でこういう意見がありました、こういう意見がありました、結果こうですよということは言えるけれども。その場において政策提言はできるようなものはあれへんでかの。政策提言はできへんで、具体的に。意見としてこういう意見があったということは言えるけどな、ほんな先ほど蓮池委員が言われたような、こういうもんに絞ってでもできらんかということやったら、第5条の中で会派の中での協議して、政策提言はしようと思ったらできるわの。しようと思ったらこの第5条、会派は、政策立案、政策決定及び政策提言等に関し、必要に応じて会派間で調整し合意形成に努めるものとするということやから、もしこの議案に対して、政策提言をしたいというならば、会派間の協議において全部の会派が同じように賛同得たら一番ええんだけど。その中において、発議として提案しようと思たらできんの違うかの。今、蓮池さんの言いよることの趣旨で、それをやろうと思たら方法としたらこの中で、発議としていける違うんかなと思うねんけど。

○柏木 剛委員長 森上委員。

○森上祐治委員 今、蓮池さんのおっしゃっとることは、今出てるように第5条の第3項やな。これは今までのその委員会の委員長報告見よったらおっしゃるとおり、軽いというか、もうそれが活用されてない執行部のほうに、取り込んでないというようなことで、この部分は我々その会派制とつとんの、これからのこれは議会運営のあり方にかかわってくる問題やと思うねんけども。例えば、その会派の代表者会、この委員長報告を受けたらね、それ代表者、会派でまずそれを意見を出しおうて、それを持って代表者会で今蓮池委員おっしゃったように何本かが、場合によったら執行部に対して、これは議会と従来おっしゃったように、二元性の一番具体的な形になってくると思うねんな。その辺のことを、これからやっぱり我々は議会として、検討して考えていく必要があるんじゃないかなと思います。これはこれからの運用の問題やと。

○柏木 剛委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 今まで長年、一般質問なりそれぞれの会派でも政策要望とかいうのしてきとつけんど、どうも執行部に対して、玉が多過ぎて軽過ぎると。そやさかいに難しいとは思うねんけど、何本かに絞って、その議会から政策要望がまとめて出せるような方法があったらかなり重いものになると思うねんけど。

○柏木 剛委員長 原口委員。

○原口育大委員 今いう会派から出すのも一つの、もちろんこう会派によっては意見が

違うと思うんで、会派から議員発議するというのは当然のことやと思いますし、もう一つはやっぱり、第2条の4項になりますけど、議会としては、やっぱり例えば委員会で、調査してそれをこう提案していくというふうな委員会の中での専門性生かしたようなことも必要やと思うんです。今まで見てきた中では、それぞれ政策形成サイクルであったり、小松島なんかやったらその決算に対して、事務事業評価したものを提言として市長に出すというふうなことを、もう一つのサイクルにして仕上げてますんで、うちの議会ももしできるんだったら、そういうサイクルの中で、委員会が重点調査をして、それを政策として、委員会として提案するとか。それを各会派も協議して賛同するとかせんとか、そういう委員会中心でやる部分と会派中心でやる部分ということで両方でそういうことができるように、何か知恵を絞ったらいいんじゃないかなというふうに思います。

○柏木 剛委員長 事務局どうぞ。

○事務局次長（阿閉裕美） 原口委員さんの意見と同じような形になるんですけども、第13条に委員会活動の強化という条文があります。その第2項に委員会は審査又は調査にあたっては、委員相互の討議をつくし合意形成に努めるとともに、後はちょっと話は省略します、というふうにあります。所管事務調査についても議案の審議に当たりまして、やっぱり執行部に質問した後の委員間討議の中でのこの合意形成というのは、蓮池委員さん言われとったような、政策提言であったり政策立案につながるためのものだと思いますので、この委員会活動の強化の第13条第2項の部分、それとさっき言われてました、会派の活動の部分、この2つあると思うんで、特にこの基本条例については議会としての活動のことを、定めておりますので、委員会による討議、委員間討議をつくして合意形成に努め、政策提案なり、政策提言に持っていくという。それについては、議会報告会などで挙がってきた要望等各委員会のほうに、このたび配布しておりますので、そういう中からでも重要なものを取り上げて、調査なりしていただいてまた提言なり、政策立案につなげていくというような形にもっていただくというような方法もあるかと思います。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 文言も大事なんですけども、実際に実績的なことを振り返ってみることも大事かと思うんですね。これまで附帯決議を行ったり意見書を出したり、予算の修正やったり、それぞれ何ぼか例は挙がってきてると思うんですよ。補正予算、人形会館の補正予算の修正を委員会でやってみたり、先日は3月議会では風力発電に対しての意見書を市長に対してとか、あったりとか。あるいは、この人形会館に関してですけども、かわら使うという話であったりとか。附帯決議をやってそれが実際どうであったのかと。そのこ

とで、議会としての提案、修正をしてきたことの評価をしながら、実際に附帯決議やったけど、結局は執行部は無視したみたいな話もあったりですね。結果としてできなかったというようなこともあったりして、あるわけですけども。それぞれ具体的なことを、振り返ってみれば、この内容はともかくとしてそれなりに委員会としてもやってきた実績もあるし、この文言の中で十分表現されてるというふうには印象もつわけですけども。

○柏木 剛委員長        どうでしょうか、この中はもうこの政策立案、提言能力という話はもう、前文にも出てきますし、いろいろのところで出てきますし、精神的には物すごいこれは強く出てると思うんです。だからそれは具体的なそのサイクル的な格好でまわしていくとかいう話は、やっぱりこれからのフォローアップの中でうまくやっていく必要があるかなというふうに思いますし、具体的には会派なり、委員会活動の中で提言出していくというのは、もう精神的にはこれに努めるということで、おっしゃるとおり、そういう方向は一つやっぱりここから始まるわけ何にしてもね。そういうことはこれからの本当に意義ある、そういうことはこれからのアクションとしては必要だというふうに私はもちろん思いますねやっぱり。精神論だけではね。言っても政策提言という。

○阿部計一委員        言いよることは理想はええけど、現実はそのなかなかの、こういかなのよ。

○柏木 剛委員長        と言いながらもやっぱり、しっかりとそういう市民の意見とかいうような声を政策立案やっていこうというふうなことで、会津若松市はやっておりましてし、やっぱりああいうのを見習いながらでも、少しでもそういう方向になるようなことになればとは思いますがね。そういうことでよろしいでしょうか。

印部委員。

○印部久信委員        今言われたことは、道が開けとるということや思うねん。後はもう我々議会が、やるかやれへんかや。

○柏木 剛委員長        そういことになると思います。

○印部久信委員        道は、開けんとなのよ。

○阿部計一委員        書いてあるけどよ、けどなかなかそうは、いかなんということ。正直な。

○柏木 剛委員長        よろしいでしょうか。

条例に定めたようにという中でも、ある意味じゃこれでいけると思います。

そうしたら次、よろしいでしょうか。また話もとに戻します。

あと2番の市民への説明、意見聴取このあたりについて、御意見いただきたいと思いま  
す。

印部委員。

○印部久信委員　　これはよ、これこそ、こういうことを書いてあんなんけど、具体的に  
やるとして、どのような形でやんのかよ。果たして、せんなん必要性があんのかというこ  
とよの。

○柏木 剛委員長　　そこです。これちょっと、この資料をつけてますよね。これは小松  
島市がやった例です。ちょっとごらんいただきまして、これ小松島市が議会だよりの号外  
出しまして、こういう条例制定しました、ついてはいろいろ御意見を願いますという  
こんな格好のアクションをやっております。一方この表紙にありますように、市民説明会  
を実施しますいということで、いついつやりますいう、こんなアクションしてるのが一つ  
の例としてコピーしました。

○印部久信委員　　この委員会の中で、今後の予定として入れとかんといかん一つのテー  
マかと思うねけど。実際に議会として、行動するにおいて、この必要性はいかがな、ない  
ように、ないちゅうたらいかんけど。

○柏木 剛委員長　　その辺、ちょっと御意見を。  
久米副委員長。

○久米啓右副委員長　　基本条例、議会基本条例、議員、議会内のうち向きの、我々の行  
動方針とか精神的なことを決めたことで、市民向けの条例でないので、積極的に市民の皆  
様に、公表して御意見を伺うというのもいかがなものかと思いますが、ただそのお知らせ  
しないわけにはいかないのですね。この小松島市の議会だよりの号外の例があるので、委員  
長も、言われていますように、この何て言うんですか。臨時号で周知する程度で、あと意  
見がある方、郵便あるいはメール等で意見もらう程度にしておけば。私の案ですよ。

○柏木 剛委員長　　印部委員。

○印部久信委員　　いやいや、ただの、わしはいつも思うねんけどよ、ただ私はいつも思  
うねんけどよ、意見がある方は御意見をお寄せくださいと、書くわなこんなんの。ほんだ

ら。意見があったら、これはええと思たら、またこれ原案修正すんのか。ほんまに外交辞令的に書きよんの。それと、やっぱり議会として親切心が過ぎて、御意見をお寄せくださいというて、御意見来てその意見をまた委員会開いて、この意見を皆で協議して、そんなん原案できとんのほんまやな、これに修正すっかいうたら、こんなこと現実にできへんねさかい。やっぱりあんまりできらんことを、あんまりこの親切ぶってせんほうがええと思う。そない思うで。議会はこういう条例をつくりましたということで、皆さんに知らしめる必要はあると思うけど。余りにもそない、皆さんの意見意見、意見あったら言うてください、またこれ修正しますやいうてこんなことできらんことは、言わんほうがええと思う。

○柏木 剛委員長           よくわかりました。ほかに、御意見。  
原口委員。

○原口育大委員           今からまだちょっと先の話や思うんですけど。まず、全協なら全協でいろいろ合意をされて、当然議決も要るわけで、仮にでき上がったものを市民にやっぱりよく広く知ってもらおうという意味において、たまたまさぬき市のケーブルテレビ見てきましたけども、大変うまくPRしとるなというふうに感じました。だから、でき上がったらこの基本条例の目的とか、趣旨とかそんなものをわかりやすい形で、ケーブルテレビですっとしばらく流すとか。何かそういう市民が気軽にこう解説として、見てわかりやすい、とにかく説明をできるだけしたるほうがええなど。意見はやはり持つてる人もおると思うんで、それは聞くと。ただ聞いたことについては、きちっと返事をするということであれば、それが採用されなくてもいいのかなと思うので、とにかく窓口というか、広報をするということと、もう意見を聞く余地はきちっと確保しとくというのは大事やと思います。

○柏木 剛委員長           蛭子委員。

○蛭子智彦委員           議会はこの基本条例にも言ってますように、知ってもらおう、またその声を聞くというのは基本の姿勢であると思うので、それが条例にどう反映するかということとは別にしても、知ってもらおうということと、声を聞かせてもらおうということは、基本的なスタンスであるというふうには思います。

○柏木 剛委員長           阿部委員。

○阿部計一委員           市民への説明、意見聴取については、議会報告会年に1回やるということで、大体それと議員はそれなりよ、議員活動の中でそらそういうことはやっていきよる議員も、何も私らもそういうことはそら、やっていきよるしね。そういうことを明記す

るということは、これは過大にとられてね、また一つのこの広聴、この議会のその説明会とうでも問題のある、火種になる可能性もあると思う。そやから、そなん市民への説明、そんなことは議員それぞれが自覚してやっと思ったらええことでね。わざわざそういうことをその入れる必要はないと私はそら何でそんなことせないかんのかなと思います。

○柏木 剛委員長 はい、わかりました。  
森上委員。

○森上祐治委員 この我々のこの一連の動きの手続というか、順序として、その議会基本条例をつくっていく趣旨の一つとしては、市民に開かれた議会という透明性、公開性云々というようなことで、動いてますのでね。やはり知らせるということは基本的に、私は必要やと思う。ただ、この小松島の例ですか、書いてある皆さんの御意見をお寄せくださいと、書いてある以上は市民に提示した、いろんな意見来ますわね、来たら、さっき言いよったように、100%我々これつくつとんねやから、言葉悪い、聞く耳もたんとか言うんじゃなしに、意見を言うてもうても我々これでいくんやぞというスタンスでいくんか。我々自負、お互い皆自負しとると思うんやけども、こういう形で何年もこう議論してきてね。やっところ案が日の目を見た。それについては、皆自信をもつとると議会と思うんやけども、市民のほうからこの辺はこうやという、だれが見てもええような意見が出てきたら、修正する余地があるんか。あると思うねん。わしは、あるからこういう意見をお寄せくださいと書いてあると思うねんけどな。ないんであれば、こういう意見は、意見をお寄せいただいた方に失礼になると思う。その辺のスタンスをどないするんかということ。

○柏木 剛委員長 ちょっとだけ、小松島市で見てみたらですけど。

○阿部計一委員 よそのことは、よそでか。

○柏木 剛委員長 ちょっとほかのこともやっぱり参考にしないといけないと思うんで。条例は直してないです。結論的に言ったら。

○印部久信委員 我々はこのできた条例は、このような条例になりましたということについて、市民に知らしめるこれは絶対必要や。

○柏木 剛委員長 でき上がったやつはね。そうですね。

○印部久信委員 それと、この条例についてわかりやすく解説つけてするということ。それ

はやることはやぶさかでないけどな。そない、条例にかけて今から議会にかけて、条例化するというときに、一遍先に、市民に聞く、そこまでせんなん必要はないと思う。そないしよったら前へいけへん。

○柏木 剛委員長 わかりました。要するに、やっぱり意見求めたときはないかという話なんですけどね。  
阿部委員。

○阿部計一委員 私は何か皆さんと、意見合わんようなけどな。総体的に言わんとすることは、皆さんも、我々も年いとなねんけど、やっぱり厳しい選挙をして出てきとんのかな。そやからそないへりくだらんと、堂々と、そんな世間体のええ格好したって、やっぱりそれぞれ皆さん議員活動やり、やるよって当選したんや。もっと自信持ってそういう基本条例をこしらえてほしいと思う。書くだけ書くのやったらそらそれでええけども。そら市民への説明と意見聴取や、そんなな。

○柏木 剛委員長 わかりました。じゃ必要ないということで。  
久米副委員長。

○久米啓右副委員長 基本条例つくる、森上さんも言われたんですけども、一応一つの手続としては、市民に公開、最終決定までね。公開してパブリックオピニオンという形は取るべきだと思います。ただ、条文一つ一つについて市民からの意見を聞いて変更するということになる、それは我々の努力がね、そんなこと市民の一言で変わるということは、自分らの責任またあれで、ないと思うんですけども。条例をつくるについて市民はどういうふう考えたとかね、こういう条例はつくって、しっかりやってほしいとか、市民の意見をよう聞いてくれるような議会になったんやなというようなことが、我々のそういう動きを市民に知らせた、そういう反応をやはり聞きたいということで、条例一つ一つについて、市民から言われたことを反映させるというようなことまでには、ないかなと思うんです。ただ、我々がたまたま考えが及ばなかったことについては、次の改正には考慮するとかいうこともあるかと思うんですけども。一つの手続として、パブリックオピニオンということは踏んでおかないと、この条例もやはりその市民に開かれた意見を聞くという精神ですから。当然そういう手続は踏んでいけばええんじやないかと思います。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 基本的には今、副委員長おっしゃったことだと思うんですが、パ



ブリックコメントに出てくるものに、言葉悪いですけど、意見には玉石混交というかさまざまあると思うんですね。やはりそれは出てきた意見について、吟味をしたらええ話であって、妥当性のあるものはやっぱり採用すべきだろうし、ないものはもうそのとおりにという判断をしたらええ話であって、出てくるものをちゃんと我々が見る力持っていればええ話ではないかなというふうに思いますので、パブリックコメントとしては出させていただいてもいいじゃないかなというふうに思います。

○柏木 剛委員長        ちょっとだけ私も、思いだけ言いますとね、阿部委員は他市の例はそんなんほっといたらいいという話ですが、ほかのいろいろ参考にしたところは、結構ですね。

いや、私が言いたかったのはですね、ほかのところ会津若松にしても、流山にしても、結局倫理条例とかをセットにしながら市民に意見、聞くというようなそんな格好でしかも、なおかつこれからやろうとしてる、しようとしてる議会改革について、意見を求めるという、大分出発点の違いは確かに、南あわじの場合はあるようには思うんですよ。だから、ただ一応、そういう違いがあるということだけは、あるかと思います。やっぱりそれはそれなりのことをやって、自治基本法とかのセットにしながらやっていくところで、ただ現状の話としては、流山市の場合でも、最初北川正恭さん来たときには二百何十人ですけど、後は20何人とかいう、説明会した場合ですけどね。それと小松島の場合でもいろいろ意見みてたんですけど、本当にその議会以外のこととかいろいろ含めてきとるようですので、説明会はあんまり、私はあんまりというかむしろ、必要ないというふうに思うんです。私の意見を言ってもたらあれですけどね。

印部委員。

○印部久信委員        委員長。これほんまにあんまりこないしたら、混乱してくると思うね。この小松島のこの市議会、基本条例のこれ今読みよったら、ただいま策定中ですよ、つきましては条例を制定、原案を公表し市民の皆さんの多くの意見を伺いまだ、今度はこれ修正反映するということやこれ。小松島の場合はな。ほな我々の場合はこれもう策定中で、あれか説明すんのか。もう我々はこれでもうこの委員会で、こんでできたと思とんね。後は、全協かけらんなんで、当然全協かけらんなん。けんどこれを市民に説明して、今からパブリックコメントとるや言い出したら、これはまだ、今から何ぼでも修正の余地があるというものになんねんこれの。

○柏木 剛委員長        というか、蛭子委員が言われたような言い方が、考え方もあるかと思うんですけどね。

○印部久信委員　　そらそやけんどな、けんどな仮にもこれで99・9%までやっとして、パブリックコメント出しとけ、原案もとっとかんといかんぞやいう、おぎなりのことするほうがよ、返って失礼に当たんのちゃうの。ほんまに意見聞くなら、うちはいつでも皆さんの意見さえあれば、いい意見があればこの委員会において、十分取り上げて修正する気持ちがありますよいう気持ちでやらんことにはよ、まあこれもやっといたらええわ、いような調子やったら返って失礼に当たんの違う。ほんまにこれをやって、これ直さんかいという気があんねやったら、そらやったらええで。

○柏木　剛委員長　　もう一回整理しましと、9月議会にこれを上程しようとするんですけど、一つは報告会をするかどうかということについては、まだ、必要ないかと思うんですよ。その辺はどうでしょうか。報告会。

○印部久信委員　　可決した後かえ。

○柏木　剛委員長　　いや、その前です。

○印部久信委員　　前。

○柏木　剛委員長　　前の話なんです。

○印部久信委員　　上程する前に。

○蓮池洋美委員　　可決する前に、わしはする必要ないと思う。

○柏木　剛委員長　　わかりました。  
蓮池委員。

○蓮池洋美委員　　それでね、要は、これは我々の問題やから、ただそれを皆さんに公開をするというだけのことやから、要は、このためだけの説明会は、わし要らんと思う。

○柏木　剛委員長　　説明会は要らないと。

○蓮池洋美委員　　報告会で。そやから議会の報告会でも兼ねて、その中へこの基本条例の策定しましたよと、いう事柄について委員長が、時間設けて説明して、それに意見のある人には、答弁したたらええねん。ほんだけのことやと思うねん。

○柏木 剛委員長 わかりました。どっちかいうと、上程前の話をちょっと今、議論したいんですよ。要らない。

原口委員。

○原口育大委員 今いろいろとお聞きしとると、一つの手順としてパブコメをいつ取るかというのは、当然あるんですけど、仮に全協で合意ができて議案として、可決できて、修正はできるという条項になつとると思うんで、要するに、それでできたものを蓮池さん今言われたように、説明してこうPRすると。それで、パブコメはいつでも受付ますよというだけであって、もう自分らで自信を持って決めましたということを前面に出して報告してもいいのかなと。

○柏木 剛委員長 原口委員の意図はわかった。じゃそれに対して、久米さんと蛭子さんどうでしょうか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 いつでも取れるということなんですけども、できたものまたすぐ変えるというようなことではなくて、やはりつくったものに自信を持って言えばいいわけであって、これについて、その何か言われても我々自身がしっかりと構えて、説明すれば、パブリックコメントいかなるものが出てきても、十分答えられるんだというスタンスでいけばいいんじゃないんでしょうか。

○柏木 剛委員長 ですが、今の話はそのもう決まって。

○蛭子智彦委員 だから、パブリックコメント取るという意味ですよ。

○柏木 剛委員長 前にやるの。

○蛭子智彦委員 前にね。やって、そしてもう我々がこういう議論してきたこと踏まえて、一つ一つ出てくる疑問に答えられれば、それでいいんじゃないかということを一っつるんです。

○柏木 剛委員長 ということは、前にやったほうがええという御意見は変わらない。

○蛭子智彦委員 でも、何か出てきたからまた説明行って、出てきたらまた、聞きまし

ようということではなくてね。やっぱりこれは、その形成課程の中に市民がどうかかわるのかというふうな話だろうと思いますので、我々自信がしっかりと対応できれば、いい話だろうというスタンスです。

○柏木 剛委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 これはもう当然議決前に、市民の意見を聞くべきだと思うんで、どんな意見がでようとも、我々は堂々とそれに答えれるという立場ですから、何も市民の意見がどんなものが出ようとも、何も動じることはないと思うんですね。それにこういうことで、という説明はできると思うんですよ。だからその市民にやはり広報するという機会は、事前に一つ。私はその議会だよりの臨時号でね。しとけばいいかなと、ほんでそれに対する市民のキックバックの道を設けておくと。

○柏木 剛委員長 条例前にね。  
熊田委員。

○熊田 司委員 もう一度皆さんといろいろ話したい、意見を求めるのは何のための意見を求めるのか。条例を変更するために意見を求めるのか、ただこういうことをやってますよという知らせるために意見を求めるのかいうのをね、ちょっとこうお互いにもうちょっと話し合いして、まとめてもう別にこういうの、議会基本条例として考えてるんやということを知らせるためのやつやったら、別に議会が通ってからでもええと思うんですけど。もし、議案も変更しようというような内容があるんやったら、やっぱり事前に市民の意見を聞くいう必要もあると思うんです。何のために、その意見を聞くのかということ、ちょっと明確にしたほうがええんじゃないかなと思うんです。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 変えるとか変えないとかというの、そら妥当性があれば変えたらいい話であって、今から変えるために聞くんだということではないと思うんです。ここの基本条例にも前文にも書いてありますように、その積極的な情報の公開と発信及び市民参加の推進ということをうたってあるわけですから。これはやっぱりやる必要があるということなんです。それだけのことなんです。

○柏木 剛委員長 熊田委員の話でいきますとね。条例を市民の意見でもってこの条例をつくらうという気持ちはまずないです。だからあくまで、コメントを求めるのであって、

あくまでこれは議会として、条例をつくる内部の動きとしてやっとなるわけですから、市民の意見に基づいてつくろうという意図は全くないのです。条例をそれに左右される話はまずないと思うんです。ただし、どっちかいうたら、こういうことやってるというプロセスをね。

○印部久信委員 委員長、そんな具体的にこれを、議会から、今から手続的に全協開いて、議案上程するねんけど、議案上程するまでに具体的に、何か今言うたらこの議会だよりに、載せてパブリックコメントを取ったらええと言うねんけどよ。ということはこの条例案全文を載せんのか。全文を。

○柏木 剛委員長 全部ですね。

○印部久信委員 全文を議会だよりに載せて、パブリックコメントを取るの。

○柏木 剛委員長 臨時号にするか、8月、7月末に出る中に、ページ数割いてもらうかどっちかですね。

○印部久信委員 こんだけのもん出すのにやな、そうだけんど、それでパブリックコメントこれ取る。いやいや。いやそれはよ、取る取らんは別にしてということは、パブリックコメントを取る取らんは別にしてということで、原案を先に市民に知らしめてから、上程して可決するという手続とんの。議会から、議案提案して可決されたものをこういうものになりましたという方法はいかんの。

○柏木 剛委員長 いやいや、その辺の分かれ目なんですよ。

○印部久信委員 いかんの。

○柏木 剛委員長 どっちにするか。

○印部久信委員 それで、パブリックコメント取らんなんのか。

○柏木 剛委員長 そういうことです。

○印部久信委員 議会が、議員が我々の議員のためのあれだ、縛りの条例だこれ。議員のための、議会活動していくための、我々の条例だ。

○蓮池洋美委員           そら、頭の中に市民の参画もって、うととんね。

○印部久信委員           いやいや、市民の参画は、これはこの条例をつくんのに市民の参画をうととんのか。この条例をつかって議会活動していく中に市民の発言を取り入れますよという、議案条例にうととんのちゃうの。条例つくんに市民の意見聞きよんの違うねん。条例をつかって、今まで以上に市民の声を聞き取れるようにするための条例をつくりよんの違うんか。

○柏木 剛委員長           蛭子委員。

○蛭子智彦委員           ですから、この前文にしても基本条例の中身にしましても、この議会改革に取り組もうという、その始まりからですね。こういう考え方というのは、理念のベースに僕は、あったと思うんです。基本条例にまとめるまでにも、実践的にやろうということで、やってきた分は確かに何ぼかあったと思うんですね。それらは、この間も会津若松だったか、流山だったかで話をしたときに、もう既に条例化する前から、実際にやっているとすばらしいことですねというような、評価もあったかと思うんですよ。このうたってることと、実際にやることがかけ離れてることであれば、それは問題がありますけれども、我々やろうとしていることは、この基本条例にうたってることを実現しよう、一日でも早くできることからやろうというスタンスでこれまできたし、今後もそういうことであると、いうこともありますしね。そういう声を聞くと、いくことは、大事なことであって、それがほなそのままストレートに受け入れられるかどうかということは別問題であって、やはりいろんな声を聞きながら、それに対して我々自身も理論武装というのか、整理もして、やっぱりやっていく必要があるという意味からしても、パブリックコメントというのは一つの関門というか手続上の一つのステージとして、必要なものだというふうに思います。

○柏木 剛委員長           阿部委員。

○阿部計一委員           そら流山とかいろいろしようけど、議員構成でも革新系の多いとことか、保守系の多いとこの、そういう議員構成の中でそういう倫理条例のその条文も変わってくるし、今のその議会それと市民への説明、意見聴取、聞きよったら今全国的に、議員不要論というようなことが出てきよんねな。それからこれ議員不要論に何や拍車をかけていくような、これ市民の説明、意見聴取やこというて、我々何のために選挙して出てきて、もっと自信持ってそら聞かれたら言うたらええけど、何で一々そんなアンケート取ってや

で、どうですかとかそんなことせないかんのよ。こんなぐらいはもうちょっとおかしいと思うわ。これは、年齢の差か知らんけどな、何かな、何かもう恐らくこんなことしよったら、皆さん将来自分で自分の首をくくるというか、倫理条例もいっしょでな、そういう形になってくると思います。何のために選挙しよんね。そんなやったらもう議員のこと要れへんねかそんなん。

○柏木 剛委員長        ちよっとそれは。  
印部委員。

○印部久信委員        ちよっとわしは、これ基本的な考えから聞きたいねんけどよ。この議会改革基本条例というのは、市民の皆さん方とこの条例つくらんか言いよんのか。

○柏木 剛委員長        違います。

○印部久信委員        違うな。

○柏木 剛委員長        基本的に違いますけどね。

○印部久信委員        そうだ。

○柏木 剛委員長        基本とは違いますけどね。

○印部久信委員        基本的には、議会が基本条例をつくって、市民参加がしやすいような条例をつくらんか言うてやりよるのだ。

○柏木 剛委員長        ことを、市民、はい、そうです。

○印部久信委員        そうだ。

○柏木 剛委員長        市民に宣言するものですね。これ。

○印部久信委員        そこ、わしはもう基本的にそれよう押さえといてよ。市民の皆さん方とこの条例つくりよんのと違うんや。我々は議会人として、より市民の皆さん方が参加しやすいような議会運営をするにはどないしたらええかいうのをつくりよんのだ。そうだ。ほんで、議会がこのこういうような条例をできました。今度は今までの条例よりも、市民

参加型ができるような条例ができてきたしよんのよ。それを、市民の皆さん方にこんでよろしいですかいうて、言わんなんの。おかしいでえか。

○柏木 剛委員長 わかりました。御意見はわかりました。

○印部久信委員 市民とつくりよんのか、そんなやったら、市民も参考人としてよんでつとくんとあかんやそんなんやったら。

○柏木 剛委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 もちろん印部さんの言われるとおり、我々のための条例ですから、市民と一緒につくるというものではないです。もちろん、議会の議員のあり方を基本的な条例にしようということです。ただその、根本はもう開かれた議会ですから、我々のやってることを市民に知らせるといふ考え方でええんじゃないんですか。ただ単純に我々はこの議会のつくって頑張るやりますといふことです。市民の方向かいうことありますかといふことだけのことで、それ以上突っ込んで考えると余計ややこしくなるんで、我々のやってることを市民に知らせるといふことだけでええと思う。

○印部久信委員 いや、そういうんやったらええねんけどな。こんでよろしいですか、意見があつたらお聞かせください、都合によつたら変えますやいうんなら、これ何の意味もないんよの。ほやから、我々はこのように市民参加型の議会を目指してこのように条例案をつくりました。これでやらしていただきますので、といふことでええん違う。ほんでええと思うねんけどな。

○柏木 剛委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 ほんで、市民の参画が問題やの。もっとやり合いしてもうて、どっちがええか。

○柏木 剛委員長 私は、プロセスだと思ふんですよ。

○印部久信委員 我々とはとにかくこの条例を市民と一緒に議会基本条例つくらんかいうんならもうわかんね。そんな違うだ。議会は市民がいかにして議会に参画できるような条例をつくつたらええかいうて、我々がつくりよんね。ほんでできた原案を市民の皆さん方にこんでよろしいですかいうて、言う必要どなしてあんの。ほんなやったら最初からよん



どいたらええんね。そんなことしたら、議会前進めへんわ。

○柏木 剛委員長 原口委員。

○原口育大委員 さっきから出てますように、議会不要論とか、首長との二元代表の中で、議会のほうがどうしても弱いというのはもう、一般的な今話やと思うんです。そんな流れの中で、やっぱし議会が能力をあげて首長に対向するとか、一緒に頑張るという話ですけども、そういうことからしたら、市民を見方につけるといってちょっといいかたなんですけど、市民に十分こう自信を持って、自分たちのやっとなことPRして、かつ説明もして、で、意見も聞きますよという度量を持って、市民と一緒に決めていくということで、あくまでも主体は議会ですけども。そういう、手続を踏んでおくことがやっぱし、自分らの主張を強めることになると思うんで、手続としては、自信をもって、聞くべきことは聞いてみて。

○柏木 剛委員長 制定前に。

○原口育大委員 制定前に聞いて参考にはすると。でも自信をもってやるということでええと思います。

○柏木 剛委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 僕も考え方としては、市民目線からするとできる前に意見を求めてくれるのか、できてから意見を求めてくれるのかやったら、できる前に意見を求めてくれたほうが、参画、参画というかどうかやりやすいと。ただ、先ほど原口さんも言われたように、我々はこれでいくんやと、ほな市民からいろんな意見が出てくると。でもその意見に対しては、我々はこういう考え方でいくんやということを強くうったえるためにそういう意見求めるんでしたらね。その自分の立場を変えるというんじゃなしに、それは市民に対して、こうい考え方で我々は望んでいてるんやということを堂々と答えれるんやったら、まだ僕は事前のほうがええんではないかなという思いはします。

○印部久信委員 いや、それはあくまでもパフォーマンスで、まあ言いたいだけの、意見言わせてみいのと。何ぼ言うたってこっちは理論武装してそなん突っぱねたるはと言うようなパブリックコメントやいうて、そんな失礼なパブリックコメントはないわ。ものによったら、変えますよというそれこそ度量なかったら。そうだ。理論武装で何ぼ意見いうてたって、そんなもん理論武装で市民のいうてったことは、絶対的自身持って突

っぱねるやいうのやったら、パブリックコメントや取る必要全くないねん。そんな失礼なことない。こんなあほなことあるかい。

○阿部計一委員      きょうはもう結論出えへんな。

○印部久信委員      絶対おかしいわ、これ。

○柏木 剛委員長      いや、これちょっと結論出したいんですよ。次のアクションにつながるんで。これは、兵庫県議会でも9人からの意見出たという話で、本当に意見が出てくるのは、兵庫県議会の条例でもね。やっぱり意見が9人ぐらい出たという話が出てますけどね。だからそんなもんだとは思ってますよ。

ただそれでもやっぱり、県議会でも一応やっとなのはやっとなです。だから。

この辺でちょっとまとめないかんのですけどね。

久米副委員長。

○久米啓右副委員長      その両極端な発想じゃなくてですね。我々も議論不足のともあって、見落としもあるかもわからないですよ。それはもう柔軟に対応するという考えを、もっとかないと頭の中ではね。それでも十分議論つくしたやつで、こういう意見言われても、我々はこういうことで、議論つくしましたというようなことも言えるだろうし、その辺はもっと柔軟にね、考え持ってもうたら、そんなに難しい問題ではないかなと、私は思います。

○柏木 剛委員長      蓮池委員。

○蓮池洋美委員      委員長、どんな考えもつとんの。もうこんなん対立したままやからね。

○柏木 剛委員長      私はね、やっぱりプロセスとしてね、やっぱり一回前に流しとくと、情報流して、こういうことやっておりますと。で、ついては意見御意見ございましたということでやって、ただしそれによって、恐らく左右されないと思いますし、それなりの誠意ある回答をしてやるということスタンスがあればね。それはそれなりにやっぱり、意味あることだと。私はやっぱり、号外号的な格好で何も大して、お金はかかりますけど、マンパワーそんなに要らない格好でできるんじゃないかと思うんで、やっぱりプロセスとしては、やっぱり必要かなというふうには私は思ってます。

蓮池委員。

○蓮池洋美委員 いやほんならな、事前にパブリックコメントでもとって、とって。事前に。ほんでその内容については、委員長でその相手に対して十分説明をする。その中で、大変ええ意見があるとしたら、また会を開いて、審議をその項目のどこをするという腹か。

○柏木 剛委員長 必要になってます。  
印部委員。

○印部久信委員 まずよ、パブリックコメント何よりもよ、きょうをもってまず全協の説明じゃ。まず全協よ。ほんで全協で今の委員長の意見を、一遍聞いてんの全協だよ。まず順番としてそのほうがええぞ。

○柏木 剛委員長 わかりました。全協の予定はですね、一応6月4日の議会の初日の日恐らく時間的な余裕がありそうだということで、6月4日の議会初日のときに全協開いてもらって、事前にこんなことも、この条例とかも送っておいて、読んで来てもらった上で、ちょっと時間をとってもらおうと。

○印部久信委員 とにかく、まず市民よりも全協のほうが大事や。

○柏木 剛委員長 わかりました。そうかもわからんですね。  
じゃ今の件は。

○印部久信委員 ほんで、そのときの意見で委員長判断したらええねん。もう一遍一緒のこというさかい、わしゃ。

○柏木 剛委員長 何はともあれ。これはこれで一たん、逐条解説とか進めますけども、次は、この分を逐条解説ついたような格好で、できるだけついたような格好で、6月4日の議会初日に全協ひらいて、中間状況報告と今、現時点の成果物ということで、これを確認いただくと。次のアクションをどうするかということも含めた、時間持ちたいと思います。

○印部久信委員 それでないと、まず全協でこの原案が、それなんな言われてもうたらどないもじゃあないでか。

○柏木 剛委員長 はい、わかりました。  
そんなところで、次回につながったでしょうか。

じゃ、ありがとうございました。

これもちまして閉会します。お疲れさまでした。ありがとうございました。

(閉会 午前11時56分)

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成24年 5月18日

南あわじ市議会議会改革特別委員会

委員長 柏木 剛